

日新火災みつわ会規約

平成 20 年 4 月 1 日改訂

第 1 章 総 則

第 1 条（名称）

本会は日新火災みつわ会と称する。

第 2 条（組織）

本会に本部および別に定める地区に支部をおく。

第 3 条（事務所の所在地）

1. 本部の事務所は日新火災海上保険株式会社（以下、会社という）の本店所在地内におく。
2. 支部の事務所は当該地区の会社の担当部内におく。

第 4 条（目的）

本会は会員相互の親睦を深め、福祉の増進を図るとともに、会社の社業の進展に寄与することを目的とする。

第 5 条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 会員の福祉厚生に関する事項
- 会員の慶弔に関する事項
- 会員・会社相互間の連絡に関する事項
- 会員名簿の作成
- 会務に関わる広報活動
- 会社の業績進展のための支援
- その他本会の目的達成に必要な事項

第 6 条（会員の資格）

1. 次に掲げる者は本会の会員となることができる。
 - 会社の常勤役員を退任した者ならびに会社を定年退職した社員
 - 会社または関連会社に在籍し円満退職した者で、該当する支部の推薦する者
2. 前項にかかわらず、同項第 1 号に定める者のうち、引続き会社の嘱託社員または関連会社の役職員・嘱託社員として再雇用された者については、当該雇用期間終了後に会員資格を得るものとする。
3. 会社社長および役員ならびに本会に関係する部長を特別会員として、本会の事業運営に協力を求めることとする。

第 7 条（入会の手続）

本会に入会するときは、定められた入会届により支部経由で本部に届出ることとする。

第 8 条（退会）

会員は以下の各号の一に該当するとき退会とする。

- 死亡した時
 - 退会の届出をした時
 - 本部会費を年度内（3 月 31 日まで）に納入しなかった時
- ただし、次年度以降に、未納分も含め全額納入した時は、会員資格を回復する。

第2章 本 部

第9条（本部の役割）

本部は本会会務の全般を統括する。ただし、支部の日常会務の運営については各支部の自主性を尊重する。

第10条（役員）

本部に会務執行役員（以下、本部役員と称する）および会務監査役員（以下、監事と称する）をおく。

1．本部役員

会 長 会社の本店（以下、単に本店という）所在地支部の支部長がこれにあたる。

会長に事故があるときは、当該支部の副支部長が代行する。

常任理事 本店所在地支部の副支部長および常任幹事がこれにあたる。

理 事 会長が委嘱する本店所在地支部以外の支部長がこれにあたる。

2．監 事 本店所在地支部の会計監事がこれにあたる。

第11条（役員の職務）

会長は本会を代表し、会務を統括する。

常任理事は会長を補佐し、日常会務を処理する。

理事は会務を審議処理する。

監事は本部の会務の執行および会計を監査する。

第12条（会議）

1．本部に次の会議（以下、総称して本部会議という）をおく。

理事会

常任理事会

支部長会議

2．監事は本部会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には参加しない。

第13条（理事会）

1．理事会は本部役員をもって構成し、会務の運営について審議決定する。

2．理事会は原則として年1回開催する。ただし、常任理事会の決定により理事会開催に代えて持ちまわり審議とすることができる。

3．常任理事会において必要と認めるときは、臨時理事会を開催することができる。

第14条（常任理事会）

常任理事会は会長および常任理事をもって構成し、随時開催して会務の執行について協議する。

第15条（支部長会議）

支部長会議は本部役員および支部長をもって構成し、必要に応じ開催して会務の運営について協議する。

第16条（議長）

本部会議の議長は、会長がこれにあたる。

第17条（議決の方法）

本部会議の議決は出席者の過半数によるが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 18 条（事務局）

1. 事務局は事務局長および事務局員若干名をもって構成する。
2. 事務局長は常任理事の中から会長が委嘱し、事務局員は事務局長が会員の中から委任する。

第 3 章 支 部

第 19 条（役員）

支部に次の役員をおく。ただし、支部の実情に応じて ~ は適宜に選任できるものとする。

| | |
|------|-------|
| 支部長 | 1 名 |
| 副支部長 | 若干名 |
| 常任幹事 | 若干名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計監事 | 1 名以上 |

第 20 条（役員の選出）

幹事は支部総会において選出し、支部長・副支部長・常任幹事および会計監事は幹事会において互選により選任する。ただし、本店所在地支部の会計監事は、原則として支部総会において直接選出する。

第 21 条（役員の職務）

支部長はその支部を代表し、会務を統括する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。

常任幹事は支部長・副支部長を補佐し、日常会務を処理する。

幹事は会務を審議処理する。

会計監事は支部の会計を監査する。

第 22 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とするが、重任を妨げない。

第 23 条（会議）

支部に以下の会議をおく。

支部総会

幹事会

第 24 条（支部総会）

支部は毎年 1 回定例支部総会を開催し、支部の運営について審議決定する。

幹事会において必要と認めるときは、臨時支部総会を開催することができる。

第 25 条（幹事会）

幹事会は随時開催し、会務の執行について協議する。

第 26 条（議長）

支部総会および幹事会の議長は支部長がこれにあたる。

第 27 条（議決の方法）

支部総会および幹事会の議決は出席者の過半数によるが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 28 条 (報告事項)

支部は次の事項をその都度本部へ報告するものとする。

- 役員の変更
- 会員の異動 (所属支部の変更)
- 会員の死亡
- 支部総会などの主要な行事
- 年度末収支決算書

第 4 章 会 計

第 29 条 (経費)

本会の経費は会費・会社補助金・寄付金等をもってこれにあてる。

第 30 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 31 条 (本部の予算および決算)

1. 事務局はあらかじめ会社と協議のうえ毎年度本会の収支予算を編成し、理事会の承認を得るものとする。
2. 事務局は会計年度終了後収支決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て会員および会社に報告する。

第 32 条 (支部の決算)

支部長は会計年度終了後収支決算書を作成し、会計監事の監査を受け、支部総会に提出してその承認を得るものとする。

第 5 章 付 則

第 33 条 (細則)

本規約に必要な細則は別に定める。

第 34 条 (規約の変更)

本規約の変更は各支部の意見を集約したうえで理事会において決定するものとし、各支部総会で承認または追認を受けるものとする。ただし、会社ともあらかじめ協議してその諒解を得るものとする。

第 35 条 (実施日)

本規約は平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

- (昭和 34 年 7 月 4 日制定) (昭和 35 年 7 月 1 日改訂) (昭和 37 年 7 月 10 日改訂)
- (昭和 38 年 7 月 10 日改訂) (昭和 40 年 7 月 15 日改訂) (昭和 49 年 12 月 12 日改訂)
- (昭和 63 年 10 月 29 日改訂) (平成 5 年 3 月 31 日改訂) (平成 7 年 6 月 12 日改訂)
- (平成 8 年 4 月 1 日改訂) (平成 10 年 4 月 1 日改訂) (平成 14 年 4 月 1 日改訂)
- (平成 16 年 4 月 1 日改訂) (平成 17 年 4 月 1 日改訂) (平成 20 年 4 月 1 日改訂)